

# 宮田村第6波中小企業・小規模事業者応援金事業の概要

宮田村では、新型コロナウイルス感染症の第6波の影響により、経営に大きな影響を受けた村内事業者の事業継続や雇用維持を支援するため、法人20万円、個人10万円（タクシー事業者には一人につき25万円を上限に加算）を支援します。

## 対象者

申請ができるのは、以下の1～3すべてに該当する事業者です。

1. 中小企業基本法第2条の基準を満たす事業者（以下のいずれかに該当する事業者）

I 製造業、建設業、運輸業、その他（II、III除く）	常時雇用する従業員が300名以下
II 卸売商業・サービス業	常時雇用する従業員が100名以下
III 小売業	常時雇用する従業員が50名以下

※村内で2店舗以上営業している法人・個人事業者も1事業者として扱います。

※チェーン店、コンビニエンスストアは除く。

2. 事業所の住所が宮田村にある中小企業、小規模事業者又は個人事業者であって、今後も事業を継続する意思がある者。
3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月から3月までのいずれかの2ヶ月合計額が平成31年から令和3年までのいずれかの同月2ヶ月合計額と比較して、15%以上減少している者。

※個人事業者等確定申告書や決算書において月別事業収入が確認出来ない場合は、年間の売上合計額を12で割った平均額での計算となります。

## 支援金額

**法人20万円**

**個人10万円**

※タクシー事業者には一人につき25万円を上限に普通自動車二種免許取得の実費を加算

## 申請期間

令和4年6月16日（木）～ 令和4年7月29日（金）

※申請される方は裏面をご覧ください。

## 申請書類等

### 中小企業・小規模事業者・個人事業者

	提出書類	内容
1	申請書	ウェブサイトよりダウンロードしたもの。 役場にも申請書がございます。 ※タクシー事業者はタクシー事業者加算交付申請書も一緒に提出してください。
2	平成31年～令和3年の売上の状況を示した書類の写し ※支援金額の算出をした年のもの	・法人 法人税確定申告書 法人事業概況説明書（両面）  ・青色申告 確定申告書第一表（1枚） 所得税青色申告決算書（2枚（両面））  ・白色申告 確定申告書第一表（1枚） ※平成31年～令和3年のいずれかの比較対象年の1月から12月までの1年間の売上が確認できる確定申告書類。
3	令和4年1月～3月までの収入金額を示した帳簿等の写し	指定の様式はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳等を提出してください。 <b>※宮田村商工会より帳簿確認の受領印があるもの。</b>
4	誓約書	ウェブサイトよりダウンロードしたもの。 役場にも誓約書がございます。
5	本人確認書類の写し (個人事業主の場合)	運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、在留カード（両面）等 ※いずれも申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書の住所同一のものに限る。

## 申請方法

### 1. 郵送

〒399-4392

宮田村98番地

宮田村役場 産業振興推進室 第6波中小企業・小規模事業者応援金担当 あて

### 2. 窓口

宮田村役場内

産業振興推進室 商工観光係

### 【問い合わせ先】

〒399-4392

宮田村98番地 宮田村役場 産業振興推進室 商工観光係  
担当 小池・小松

TEL 0265-85-5864（直通） メール sangyo@vill.miyada.nagano.jp